

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.11.0)	1.11-82	記載の適正化（条文間整合） 第1.11.3表 「審査基準」における要求事項ごとの給電対象設備 計装用電源の給電元母線を技術的能力1.14（添付資料1.14.15）に記載している技術的能力1.15の給電経路と整合を図った。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.11.0)	1.11-132～134	誤記訂正（下線部参照） 【添付資料1.11.1】 （旧）「非常用取水設備」は「既設」 （新）「非常用取水設備」は「既設，新設」 「非常用取水設備」の「既設」と「新設」の内訳 既設：取水口，取水路，取水ピットスクリーン室，取水ピットポンプ室 新設：貯留堰	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.11.0)	1.11-192	記載の適正化（条文間整合）（下線部参照） 屋内作業のため，携行型通話装置のみの記載が適切。 （旧） ・・・無線連絡設備（携帯型），衛星電話設備（携帯型）又は携行型通話装置を携帯しており，・・・ （新） ・・・携行型通話装置を使用し，・・・	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.11.0)	1.11-198～221	記載の適正化（条文間整合） 添付資料1.11.18についてSA54-10「使用済燃料ピット監視設備」との整合を図った。 ・全角⇄半角の適正化 ・記載表現の適正化 ・線量率→放射線量率の修正反映 ・補足資料番号の適正化 ・補足資料5の追加	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.11.0)	1.11-215	記載の適正化（条文間整合） 有効性評価想定事故1，2と整合を図るため，第1図について以下のとおり修正（下線部参照） a. 想定事故1における想定水位（概略図） （旧）3.37m （新）約3.37m （旧）7.62m （新）約7.62m b. 想定事故2における想定水位（概略図） （旧）2.02m （新）約2.02m （旧）3.37m （新）約3.37m	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.11.0)	1.11-222	記載の適正化（記載表現統一）（下線部参照） （旧） ・・・・無線連絡設備（携帯型）又は携行型通話装置を使用し、・・・ （新） ・・・・無線連絡設備（携帯型）、 <u>衛星電話設備（携帯型）を携帯して</u> おり、・・・	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.11.0)	1.11-230, 231	記載の適正化（条文間整合） 添付資料1.11.21のうち、有効性評価想定事故1，2から引用している記載箇所について、想定事故1，2の修正反映及び記載整合を図った。	